

オフィスビル建設促進補助事業について

宮崎市では、多くの雇用を創出するオフィス系企業の立地を促進するために、中心市街地区域へのオフィスビル建設を支援します。

【補助対象者及び補助対象ビルの指定】

- 下記「補助対象ビルの要件」を満たすビルを建設するもので、市税の滞納がなく、宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当しないもの（個人、法人いずれでも可）
- 公募し、選定委員会の審査を経て補助対象ビルを指定

【募集開始日】

- 平成27年6月8日（月）
※随時募集していますが、補助対象指定ビルが2棟になった段階で募集は終了します

【補助対象ビルの要件】

- 中心市街地区域等に建設すること
- 新築であること
- 共用部分を除く1階層あたりの賃貸用業務施設（店舗及び宿泊施設等除く）が350㎡程度以上であること
- 次の仕様をできるだけ満たすこと
 - ・快適な執務環境を整備するための十分な天井高
 - ・OAフロア
 - ・個別空調
 - ・24時間セキュリティ
 - ・コールセンター等の入居に必要な電気容量
 - ・無柱空間の確保
 - ・その他オフィス系企業に必要な設備

【補助対象経費及び補助金額】

- 補助対象事業者と入居企業（※1）が竣工後3か年を経過する日までに締結する賃貸借契約の床面積等に係る固定資産税（家屋、土地）及び都市計画税相当分の3か年分（※2）
※1 宮崎市企業立地促進条例による奨励措置の指定の要件を満たすもの
※2 毎年度ごとに補助申請が必要

問い合わせ・申し込み

宮崎市観光商工部 工業政策課
宮崎市橋通西1丁目1番1号（宮崎市役所 第2庁舎 3階）
TEL:0985-21-1793 FAX:0985-28-6572
E-Mail: 17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp